

被害者にも加害者にも ならないために...

注意

1

相手が誰でも自画撮りを
送信しては絶対ダメ!

広島県青少年
健全育成条例
を改正しました

「写真を送って」は、危険がいっぱい!

青少年に裸の
画像などの提供を求める
行為は犯罪です!

友達で
いたいのに

しつこいな~

友達にも自画撮りを
送信しては絶対ダメ!
送信を要求してもダメ!

どうしよう?
誰に相談しよう?

注意
2

**淫行・わいせつの誘いに応じては
絶対ダメ!すぐに相談を!**

淫行・わいせつ行為の勧誘・強要は犯罪です!

**SNSで
誘われても**

**「お金をあげるよ」
と言われても**

脅されても

また、応じるよう求めても

絶対ダメ!



保護者の方へ

フィルタリングを利用しましょう

～SNSを介して性被害にあうケースもあります～

フィルタリングとは、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全に安心してインターネットを利用する手助けをするサービスです。

令和5年にSNSなどで犯罪の被害に遭った青少年のうち、約9割がフィルタリングを利用していなかったことが判明しています。
(令和5年警察庁統計資料より)



フィルタリングを利用するとなにができる?

**① 有害・違法情報を
遮断できる!**

**② アプリの利用を
把握できる!**

**③ 利用時間を
管理できる!**



フィルタリングによる制限は、段階的に調整できるので、お子さまの成長に合わせた見守りが可能です。また、アプリ単位で閲覧や使用の可否を個別にカスタマイズすることができます。

広島県青少年健全育成条例

改正のポイント

～改正後はこうなります～

令和7年1月1日施行



**性的な画像など(児童ポルノなど)
の提供要求行為の禁止**

青少年に裸の画像などの提供を求める行為は禁止されます【罰則 30 万円以下の罰金】

淫行・わいせつ行為の勧誘などの禁止

青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をするよう誘ったり、強要する行為は禁止されます【罰則 6月以下の懲役または30 万円以下の罰金】

フィルタリングの利用促進

フィルタリングを利用しない場合の保護者が行う手続きなどを規定しました

**青少年(18 歳未満)への
罰則適用の見直し**

令和6年
10月7日
施行

青少年に対しては条例の罰則を適用しません

※青少年には条例にもとづく罰則(懲役や罰金)は適用されませんが、改正後も引き続き、規定を破れば条例違反となります。警察による補導、刑法などの他の法令により処罰される可能性もあります。



相談窓口

誰にも相談できない・・・と悩んでいませんか? 一人で悩まないで相談してね

【警察の少年相談窓口】

ヤングテレホン広島

TEL.082-228-3993

※24時間365日受付 ※最寄りの警察署でも対応可能
※広島県警察ホームページ内ヤングメールでの
相談も受け付けています。

【性犯罪の相談窓口】

性被害ワンストップセンターひろしま

無料ダイヤル #8891

NTTひかりからは0120-8891-77

直通ダイヤル082-298-7878(通話料がかかります)

※24時間365日受付

【インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口】

違法・有害情報相談センター(Web受付)



<https://www.ihaho.jp>

改正条例の
詳細な内容
については
こちらから

